

青柔整 第 364 号  
平成 24 年 3 月 27 日

会員各位

社団法人青森県柔道整復師会  
会 長 佐藤 金一  
保険部長 関 裕二郎

[重要なお知らせ]  
『社保等総括票(Ⅰ)(様式第 6 号)』の様式変更について

平素は会務運営にご理解ご協力賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、平成 24 年 4 月施術分(5 月提出時)より『社保等総括票(Ⅰ)(様式第 6 号)』の様式を変更することとしましたのでお知らせ致します。

これまでは「請求額」のみの記載でしたが、新様式では「費用額と請求額」の記載を必要としております。

去る 3 月 18 日開催「予算総会」において、定率会費規程は「定率会費は、前年度の保険の総額（費用額）から 100 万円を控除した金額を基礎とし、これに定率を乗じた金額とする」旨承認されております。また、厚生労働省発「療養費の支給基準」においても、本来この様式第 6 号は費用額表示を要することとなっております。

会員の皆様につきましては、新様式の購入や作成について**別紙の要項**をご覧ください、4 月施術分(5 月提出時)よりスムーズな切替えのご対応にご協力を頂きますようお願い申し上げます。

※国保・後期高齢用の『総括票(Ⅰ)』は元々費用額欄がありますので様式変更はありません。

